

福智町自衛官募集事務に係る募集対象者情報からの除外に関する事務処理要綱

令和8年7月7日

要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき実施する、自衛官の募集事務に係る紙媒体などによる募集対象者情報の提供からの除外に関する事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「募集対象者情報」とは、日本の国籍を有する者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されているものに係る氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。

(対象者)

第3条 自衛官の募集対象者情報からの除外の申請（以下「除外申請」という。）の対象者（以下「除外対象者」という。）は、福智町の住民基本台帳に記録されている者で、当該年度において自衛官の募集対象者となるものとする。

(申請)

第4条 除外申請を行おうとする者は、次の各号のいずれかの方法により町長に申請するものとする。

(1) 自衛官募集事務に係る募集対象者情報除外申請書（様式第1号）を郵送により、又は町の窓口において提出する方法

(2) 町長が別に定めるオンラインフォームに必要事項を入力して申請する方法

2 町長は、前項の規定による除外申請の際、次の各号のいずれかの書類の写しを提出させ、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(1) 1点の提示でよいもの：個人番号カード、運転免許証、旅券、障がい者手帳、その他官公署発行の顔写真付きの書類

(2) 2点提示が必要なもの：健康保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める書類

3 第1項の規定による除外申請を代理人が行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の写しを提出しなければならない。ただし、顔写真が無い場合は2点の書類の写しを提出するものとする。

(1) 法定代理人 次に掲げる書類

ア 除外対象者に係る前項の規定に基づく書類

イ 法定代理人に係る前項各号のいずれかの書類の写し

ウ 戸籍謄本その他の法定代理人であることを確認できる書類（法定代理人が除外対象者と同一世帯でない場合や後継人に限る。）

(2) 任意代理人（法定代理人以外の代理人） 次に掲げる書類

ア 除外対象者に係る前項の規定に基づく書類

イ 任意代理人に係る前項のいずれかの書類の写し

ウ 委任状（様式第4号：任意様式でも可）

(除外の決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による除外申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、除外を決定し、当該対象者を自衛官募集事務に係る募集対象者情報

除外対象者名簿（様式第2号）に登録するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による除外の決定をしたときは、当該申請者に自衛官募集事務に係る募集対象者情報除外決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による登録をしたときは、自衛官の募集対象者提供情報から当該除外対象者に係る情報を除外する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日より施行する。